

令和8年1月14日（水）

【照会先】

埼玉労働局総務課

課長 上田 勇起

総務企画官 八巻 達弥

（電話）048（600）6200

## 非違行為者に対する懲戒処分について

埼玉労働局（局長 片淵 仁文）は、埼玉労働局春日部公共職業安定所における以下の非違行為を理由に、非違行為者に対し、国家公務員法に基づく懲戒処分を行いましたので、概要をお知らせします。

### 1 概要

春日部公共職業安定所の非常勤職員は、令和7年5月9日及び同年5月22日のいずれも勤務中に、春日部公共職業安定所の利用者である女性に対し、相談用の個室で抱きつく等の行為をしたもの。

### 2 処分年月日

令和8年1月10日

### 3 被処分者の所属及び処分量定

所 属 春日部公共職業安定所

処分量定 減給6月（俸給の月額の10分の1）

### 4 再発防止策

本事案の発生を受け、法令遵守及び公務員として信用を失墜する行為を行わないことを徹底するよう全職員にあらためて指示を行ったほか、外部の有識者を招いてセクシュアルハラスメントや性犯罪防止を主眼とした研修を実施した。